

STOP！ 研究費不正使用！

全国の大学で、学生の皆さんが不正使用に巻き込まれるケースが多発しています。

カラ給与

教員が学生に対し、「**実際に業務を行う他の学生に給与を支給するため名義を貸してほしい**」などとして、当該学生の雇用手続きを行い、大学から**架空の給与**を支給させた。また、学生から支給された**給与**を回収した。

2019年 A大学



カラ出張

教員が学生に対し、**架空の出張旅費**を支払う目的で、**旅費請求書**に学生の氏名を当該教員自らが署名し、大学から旅費を支給させたうえで、学生から出張旅費相当額の**現金**を回収した。

2020年 B大学



カラ謝金

教員が学生に対して、**従事実態のない研究補助報酬**を請求するように指示し、その後学生の学会発表出張の旅費に充当するという名目でその報酬を回収した。

2018年 C大学



自分の意思に反していても、不正に加担してしまうと、首謀者と一緒に罪に問われることがあります！



- ・ 請求対象となる業務や出張は事実に基づくものですか？
- ・ 支給される金銭を教員へ渡すよう言われていませんか？
- ・ 支給される内容を確認していますか？
- ・ 旅費の受給の場合は、出張先から旅費が支給されていませんか？



不正を見かけた、持ちかけられたら、通報窓口へ。

コンプライアンス・ハラスメント対策室（学内窓口）

Mail: compliance@un.tsukuba.ac.jp TEL: 029-853-2033

つくば中央法律事務所（学外窓口）

TEL: 029-896-3530 FAX: 029-896-3531

会計ルール全般に関する相談窓口 国立大学法人筑波大学財務部財務制度企画課
TEL: 029-853-2138 Mail: zai.sdkikakusitu@un.tsukuba.ac.jp